

「蘇りの地・熊野―熊野本宮大社・湯峯と熊野川―」釈文編

1 後鳥羽上皇熊野御幸記写

十六日 天晴、

払暁、又出発心門、王子二内水飲、自祓殿歩指、祓殿

參御前、過山川千里、遂奉拜宝前、感涙難禁、

自是入宿所、遅明更帰參祓殿左中弁自夜、為在此辺

奉待御幸也、但数刻、仍入近辺地藏堂、更取寄

參御前事

衣食暫住、已時許御幸御共參宝前公私是云、ぬれわらうつ、の入堂云々

即入御々所訖、即退下、コリ訖、著奉幣装束新物

御奉幣

立烏帽子

ハ、キツラヌキ

、帰參数刻之後出御、々奉幣、

其間事

左中弁取金銀御幣進之令取御御拜、此間親兼朝臣

取白妙御幣御拜訖、祝僧法眼、取合申祝、

先証誠殿、次両所御幣二本、前後兩段御拜如一社之儀、次若宮殿御幣五、

御所御拜ハ御幣のサキヲ右ニ令持御

次一十万御前御幣四、御拜皆同前、祝申了退之間、予取被物給之

是所々毎度事也

乍立、即入御々經供養御所礼殿云々、公卿在西、殿上人在東、

御誦經俊家朝臣、親兼朝臣取布施、次公胤法印御經供養了、

公卿被物、殿上人取布施、了予退下、

御加持引物

此間舞・相撲等云々、不見其儀、咳病殊更発無為方、

心神如無、殆難遂前途、腹痛・疔瘍等競合、

秉燭以後又コリ此事臨時、依病無術、又著昼装束、

私奉幣

先達相共參御前奉幣、其儀如昼御拜公私不替、

幣のサキハ、稠人狼藉淺猿、次入經供養所依稠人西經所云々、

經供養事

導師來說法了、置布施了被物一、裏物、次滅火爐有火、

加持僧十二人来、加持了置布施了依貧乏綿各七両、退出、自此

經所路入宿所、扶病又參御所、

数刻寒風、病身無為方、深更被召入、

二座和歌

発心門料二首 遠近落葉、暮聞河波

歌凡非尋常、希有不思議、予窮屈病惱無為方

和歌

二座事、発心門、本宮序

本宮三首、内府有序

読上了退出、心中如亡、更無為方

十七日 (略)

十八日 天晴、

乗船間事

天明拜宝前、出川原乗船所宛給船一艘、私三艘并四艘

共下人等多止了、略定侍三人、力者法師二人、舍人一人、雜人等也 閣梨

覺了房称老屈不參、

円勝房相具自精進屋所伴、先達也、川程有種々石等或称権、現御雜物、

未一点許著新宮奉拜、(以下略)

13-1① 伊予国風早郡藤原朝宗願文

伊予国

風早郡十人あさの海馬セウ

藤原朝宗

建長二年 庚戌 十一月五日

13-1② 播磨国西蓮寺住僧出峯願文

(端裏書) 「はりまのくわんもん」

幡磨之国つまの西蓮寺

住僧出峯願文之事

徳実

永善

行力

永正八年 辛未 八月十一日

本宮御師さいちやう

14-1① 日向・豊後・大隅国檀那願文

(端裏書) 「ヒウカノクニ」

ひうかのくにしまつの御しやうませの

きのしやうおうしのひたちきみ申候、

又一人ふんこのくにふるこうとうろ

たうのとなきミ申候、

又一人ハおうすミのうちさいくわうし

のたいふのきミと申候者、

こうあん十ねん八月十四日

14-1② 宝性房等引伊予国道後和氣郡檀那願文

(端裏書) 「いよのくにわけの浦戸」

伊予国道後和芥郡内

西念寺宝性房ひきたんなの事

あんしやうしの御ふるうしうの

女性はつわか女(花押)

同五々しまのとまりつ真二郎

平もりかす(花押)

御師御事ハおとなしのゑちせんとのゝ

まいる候、

せんたち浦戸宝性房重円(花押)

はんせんたち法円房賢慶(花押)

永徳三年 癸亥 三月八日

14-1③ 鳥居次郎伊勢檀那売券

(端裏書) 「とりいの次郎かうりけん状」

永代うり渡し申候旦那の事

合代五貫文者

右件のたんなハ、しきやのとりいの

次郎か重代にて候へ共、ようくあるに

よつてうり申候所実也、此たんなハいせ

の国ミたけ山おきつを一円ニうり申候、

なミしちしやう坊をハぼそき申候、但

彼しちしやう坊ミたけ山おきつを引事

候ハん時ハ、うりけんのみハに御付あるへく候、

なミを引候ハんする時ハのそき申候、其外ハ

身か知行分ハいせの国旦那ハ一ゑんにて

うり申候、かやうニうり申候上ハ、しんるい

きやうたいまして他人のさまたけ

あるましく候、若此たんなニちかめ候ハ、

本銭一はいのさたを申へく候、仍為後日

永代うりけんの状如件、

しきやの

享徳二年 癸酉 三月十四日 鳥居次郎「」

かいぬしいつミ殿

14-④ 近江国日光寺行観房入峯願文

(端裏書)「日光寺より入峯之山伏於山帯候

あふみ

江州日光寺

行観房出峯捨身為

菩提心中諸願皆令満足

利益用遍敬白

本宮御師者滝本越前殿

享徳三年八月日

行観房(花押)

14-⑤ 本宮御大工田地売券

永代売渡し申山田之事

合代拾貫文也、

右依有要用、永代売渡し申事実正也、

右彼田之在所者松山、同際目ハ東者

たいらのつちころひおかきり、西ハ田へつき

ほりおかきり、北ハ谷迄かきり、山ハ明珍

田也、北之さめハ田之きわ弓たけおく也、

おくハつちころひおかきり也、若又天下

一同之徳政行候共、少も違乱妨ハ申間敷候、

文祿四年

二月九日 売主本宮御大工(花押)

買主大居在序

弥九郎殿

参

14-⑥ 諸国檀那帳

近江国蒲生下郡宇津呂庄成就寺住僧浄心房

檀那 寅熊女 妙性女 乙女 辰 信貞(花押)

福重

貞治六年三月日 了賢

武蔵国河越之南殿修心大師

同侍従殿女

伊豆国ひたの侍従公御房武州河越之 真室殿  
同加守□

先立武蔵国河越之青木伊与公幸雄(花押)

やまとのくに大かみそうのにあみ

た引

ほんけしのうちに

せい五(略押) 七郎(略押) ほうしゆ太郎(花押)

かいのくにひかしこをり

うしをくの為勝(花押)

おなしきさいちよをと

おなしきこ見やまの七郎泰行(略押)

(以下略)

19 豊臣秀長判物

迅二大工作料・

扶持方可申付候、

以上

本宮造営之

事、去日直二

如申付候「」

令談合、本宮

ちかき所之者共

召遣候様ニ材木

以下之儀も出合

可入様可申付候、

万端直ニ申参

不具候也、

二月十五日（花押）

藤堂佐渡守殿

羽田長門守殿

25 熊野御幸略記（奥書）

（上巻奥書）

此両卷者、熊野三山及紀州名迹之事

実也、依太守二品源重相之需為景朝臣輯

録焉、就予求校正而謄写盖納

三所権現宝藏也、予聊考之古記禊

補其漏脱書以応来意唯羞柳時

凋疎老懶多遺失矣、

神靈深愍丹心枉垂照鑑

正二位源通村敬白

（下巻奥書）

慶安二曆己丑臘月 日

從四位上行左近衛權中將藤原朝臣為景

28 日記并当宿簿

八月十九日暴風雨

宿直楠熊人

小使久保定次郎

前十八日ヨリ降雨ヨリ宮司・禰宜雇三人外、小使久保日雇倉

矢小隼太、同金四郎、宇恵晋造等社務所詰切ニテ予防殿

ニ居候処、同午后一時頃ヨリ出水ニ相成、社務所迄相迫リ至

リ候ニ付、社務所納置し書物類ヨリ総テノ物ハ中殿・拝殿

之相運ヒ居候処、參時頃ニ至リ雨次第ニ小降ニ相成、夫後

水モ少々相減シ、少シ安心し候処、又々午后五時頃ヨリ

雨降り出し、水モ共ニ相増シ、夜ニ入、増々出水ト

相成候ニ付、社務所詰し筋も夫々手配致シ、中殿

拝殿迄引上ゲ候処、楠熊人、小使久保定次郎、

片付物し、都合ニ因リ社務所ニ相残り居候処、

追々水嵩相増候得共、社務所ヨリ中門ノ間

急流ニシテ渡ル事、六ヶ敷為メ、社務所ノ戸袋

へ上リ、人々ノ助ケヲ相待居候処、漸々西門ノ方

ヨリ松ノ火相見へ居候処、舟老艘竹内ノ差込に

因リ、本村人玉置<sup>（儀之）</sup>□舟人ニ舟う<sup>（儀之）</sup>セ至リ、社務

所へ乗り付ケ<sup>（奥書）</sup>答レ候ニ付、楠熊人持<sup>（物之）</sup>□引

纏メ、小使久保定次郎ト共ニ舟へ打乗り、拝

殿ノ石段江上リ、夫ヨリ又々村御方へ渡シ立返リ

仍社務所詰員ハ不残拝殿ニ相集リ、夫々水害ノ手配いた

し居候処、既ニ拝殿へ水迫リ至リ居候、其際東ノ方ニ於テ大の

ナル物音セリ、能スカシ見れば、社務所能舞台共転倒

致し流失致シタルコト也、夫ヨリ詰員ハ大切ノ品物持参ニテ上

殿ノ上神楽所へ引上ゲ居候処、又々上殿間へ水迫リ至リ

因テ宮司・禰宜・主典本社・若宮・上下八社守護ノ為メ、本社

へ参リ候処、既ニ本社ト三殿トノ間へ水流レ至リタルニ付、

主典宇恵ハ本殿ヨリ出返シ、三殿へ上リ、宮司ハ本社々殿

ヲ守護、禰宜ハ若宮守護致し居候所、本社ヨリ若宮

大床迄水迫リ至リ、如何トモ致シ方無し（以下略）